

## 7月は国民年金の保険料免除期間の更新月です！

(前年分で全額免除または納付猶予の承認を受け、継続審査の対象者は除く)

国民年金の保険料免除期間は毎年6月までとなっております。  
保険料免除の継続利用を希望する方は必ず申請をしてください。



もし、保険料の免除を受けずに未納のままの状態で障がいを負ったり、死亡といった不慮の事態が発生したりすると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けとることができない場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

## 国民健康保険加入者の方へ傷病手当金の支給について

国民健康保険に加入されている方のうち、給与(専従者給与を含む)の支払を受けている人であって新型コロナウイルスに感染した、若しくは、その感染の疑いがあるため、会社などを休み、給与の収入が減少した方に対して、傷病手当金を支給します。

**対象者** 下記の1から3に全て該当する方

- 国民健康保険に加入しており、給与(専従者給与を含む)の支払を受けている方
  - 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われたことにより、その療養のため3日間を超えて勤務ができなかった方
  - 勤務できなかった期間に対する給与の支払いを受けられなかった方
- ※期間中に給与の一部の支払を受けることができる場合で、その給与の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。

**支給額** 支給額＝1日当たりの支給額(※1)×日数(※2)

※1 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3

※2 労務できなくなった日から起算して3日を経過した日から労務できなかった期間のうち、就労を予定していた日数

**申請に必要なもの**

- 届出者の本人確認書類
- 傷病手当金申請書
- 委任状(世帯主以外が申請する場合)

**適用期間**

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6月まで)

※後期高齢者医療保険に加入されている方についても同様の制度がありますので、詳細についてはお問合せください。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線217)

## 福岡県司法書士会「相続・遺言推進月間」

福岡県司法書士会では、8月を「相続・遺言推進月間」と定め、福岡県内の司法書士が相続登記の手続きや遺言書の作成に関する相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

■期 間 8月1日(土)～31日(月) ※相談日時は紹介先の司法書士と調整してください。

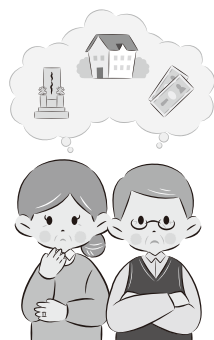
■場 所 福岡県司法書士会会員事務所

■紹 介 司法書士総合相談センターにて、最寄りの司法書士事務所をご紹介します。

**【司法書士総合相談センター】0570-783(なやみ)-544(こうしょう)**

(8月13日・14日を除く平日10:00～16:00)

●問い合わせ先 TEL 092-722-4134(8月13日・14日を除く平日10:00～16:00)



## 後期高齢者医療被保険者の方へ

**令和2年度の保険料について** 「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

令和2年度の保険料は、令和元年中の所得金額と世帯の状況を基に算定を行い、決定します。  
詳細については、通知書に同封されているリーフレットにてご確認ください。

**被保険者証の一斉更新を行います** 現在お持ちの被保険者証の有効期限は、**令和2年7月31日まで**です。

8月1日から使用できる被保険者証(水色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は令和3年7月31日までの1年間です。(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。)

**認定証の更新について**

現在お持ちの「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」・「**限度額適用認定証**」の有効期限は、**令和2年7月31日まで**です。

**すでに認定証をお持ちの方**で、令和2年度も同じように条件を満たす方には、新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

**「減額認定証」・「限度額証」とは**

住民税が非課税の世帯に該当する方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。

また、3割負担の方で現役並Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額証」を提示すると窓口負担が自己負担限度額までになります。

なお、新たに交付を希望する場合は、役場長寿福祉課で申請手続きが必要になります。

**申請に必要なもの** 印鑑・被保険者証・被保険者のマイナンバーを確認できるもの

※その他、代理で申請される場合は、代理人の身分証明書(運転免許証など)が別途必要です。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線168)  
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

## 令和2年度 介護保険料について

**令和2年度の介護保険料について** 65歳以上の方に「**介護保険料決定通知書**」を7月下旬に送付します。

令和2年度の介護保険料を市町村民税や世帯の状況などによって決定します。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)  
福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係) TEL 092-981-9071

